

堺市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、本市が行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この方針は、本市の機関が電力調達のため競争入札に付する全ての契約に適用する。ただし、当該契約が次の各号のいずれかに該当し、この方針と同等の効果があると認められる場合は適用対象外とする。

- (1) 調達する電力の再生可能エネルギーの比率を規定した競争入札を行う場合
- (2) 温室効果ガス排出量の削減に係る評価項目を含む総合評価一般競争入札を行う場合
- (3) 温室効果ガス排出量の削減を目的として、電力の調達に加え役務の提供を含む複合的な契約を行う場合

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 必須項目

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示状況

2 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況

3 加点項目

- (1) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
- (2) J-クレジットを用いた本市事務事業における二酸化炭素排出量の代理無効化予定量（予定使用電力量に対する比率）

(入札参加資格の要件)

第5条 次の各号を全て満たす電気事業者が入札参加資格を有するものとする。

- (1) 前条に定める必須項目について、別表1「堺市環境に配慮した電力調達評価基準(以下「評価基準」という。)」に示す必須項目を満たしているもの。
- (2) 前条に定める基本項目及び加点項目について、評価基準に示す配点により算定した評

価点の合計が 70 点以上であるもの。

(評価)

第 6 条 本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第 4 条に定める環境評価項目を、評価基準により算定し、その評価点等を様式 1「堺市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」に記載し、申請期限までに脱炭素先行地域推進室長に提出するものとする。

2 脱炭素先行地域推進室長は、電気事業者から提出された様式 1 の内容を確認し、各電気事業者を次に掲げる区分に応じ、次に定めるランクに判定する。

(1) 評価基準に示す配点により算定した評価点の合計が 85 点以上 A ランク

(2) 評価基準に示す配点により算定した評価点の合計が 70 点以上 85 点未満 B ランク

(3) 評価基準に示す配点により算定した評価点の合計が 70 点未満 C ランク

3 脱炭素先行地域推進室長は、前項の判定の結果及び前条の入札参加資格の有無について、様式 2 により各電気事業者に通知する。

4 前項の規定に基づき入札参加資格を有する旨の通知を受けた各電気事業者は、当該通知の日付の属する年度の翌年度における第 1 回目のこの方針の改正日までこれを有する。

(入札公告の通知)

第 7 条 一般競争入札により電力入札を行う場合、入札実施課長は、公告日以後速やかに、様式 4 により脱炭素先行地域推進室長に通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第 8 条 脱炭素先行地域推進室長は、申請期限終了後、入札日までに各電気事業者の入札参加資格の有無について、様式 3 により入札実施課長へ通知する。

(入札結果の通知)

第 9 条 入札実施課長は、電力入札の結果について、入札終了後、遅滞なく様式 5 により脱炭素先行地域推進室長に通知するものとする。

(事務処理)

第 10 条 この方針に係る事務処理等は、脱炭素先行地域推進室において行う。

附 則

(施行期日)

この方針は、平成 20 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 21 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 22 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 23 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 5 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。